（共通様式）指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、

指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者

**報酬改定に係る届出の提出に関する誓約書**

１．国が定める以下の基準が改正され、業務継続計画の作成について、令和７年４月１日以降、義務付けられることに伴い、今般、八尾市に提出した届出の内容については、内容を十分理解したうえで提出し、業務継続計画未作成減算に関して、当該事業所において要件を満たしているため、減算対象とはならないこと。

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）」

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）」

・「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）」

・「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）」

２．今回の届出に関し、後日、八尾市から関係書類の提出を求められた場合は、速やかに提出するとともに、今回届け出た内容が虚偽または内容に誤りが判明したときは、速やかに八尾市の指示に従い必要な措置を講じること。

上記１及び２について、相違ないことを誓約します。

なお、事業の運営に当たっては、関係法令を遵守して行うことを誓約します。

令和７年　月　　日

法人の所在地　：

法人の名　称　：

代 表 者 の 職・氏 名　:　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞